

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十三号）
（産業支援課）

一 趣旨

埼玉県産業技術総合センターに新たに導入した試験研究機器の使用料を定める。

二 内容

以下を条例に追加する。

インクジェット式カラー積層造形装置 一時間 二、八一〇円

三 施行期日

公布の日